

# 東広島市建設工事総合評価落札方式実施要領

平成21年6月1日全部改正

平成22年6月1日改正

平成23年4月1日改正

平成30年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和2年4月9日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の一般競争入札の実施及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 総合評価落札方式を適用する建設工事は、原則として請負対象設計金額が1億円以上である次に掲げる工事とする。ただし、高度な技術を必要とせず、単に施工規模の大きい工事等、別に定める基準の工事については、この限りでない。

(1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（簡易Ⅱ型）

(2) 施工上の課題が複数存することなどにより、技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、簡易な施工計画、同種又は類似の工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（簡易Ⅰ型）

2 市長は、前項の規定により総合評価落札方式を適用する工事を選定するときは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第5条に規定する東広島市建設業者等選定審査会（以下「審査会」という。）の審査を経るものとする。

## (入札手続)

第3条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定。以下「実施要領」という）に定めるところによるものとする。

## (学識経験を有する者への意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式を行うに当たり、令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を令第167条の13において準用する場合を含む。）並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

## (落札者決定基準)

第5条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第6条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる点に留意して定めなければならない。

(1) 評価項目

評価項目は、当該工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

各評価項目の得点の合計を加算点とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(4) 標準点

除算方式の場合、提出された技術資料等の内容が、公告又は通知に記載された内容を満たすものであれば、標準点として100点を付与するものとする。

(入札公告等)

第7条 総合評価落札方式の入札に付するときは、令第167条の6及び東広島市契約規則(平成20年東広島市規則第14号)第6条各号に規定する事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を併せて公告又は通知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を適用する入札である旨

(2) 落札者決定基準及び評価の方法

(3) 次条に規定する技術資料等の内容及び提出期限

(4) その他総合評価落札方式を適用するために必要な事項

(5) 入札後資格確認を行うことに関する事項

(6) 設計図書の見覧・購入方法に関する事項

(7) 予定価格等の事前公表の実施に関する事務取扱要領(平成19年12月20日制定)第2条第1項により公表することとした予定価格

2 市長は、実施要領第4条に掲げる資格、第5条及び前条に掲げる基準並びに前項の内容を定めるときは、審査会の審査を受けることとする。

(技術資料等の提出及び審査)

第8条 総合評価落札方式を適用する入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術提案等(以下「技術提案」という。)に係る技術資料、自己採点表、及び市長が必要と認める書類(以下「技術資料等」という。)を提出しなければならない。なお、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 技術資料等は、公告又は通知に定める方法及び期限内に提出するものとする。

3 必要な技術資料等の一部又は全部を提出しない入札者による入札又は当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は無効とする。

4 評価項目ごとに必要となる技術資料等を入札者が提出しない場合は、該当する評価項目に係る得点を0点とする。また、技術資料等に必要事項が記載されていない場合、不適切な記入がなされている場合又は添付資料の不備により記載内容が確認できない場合も同様とする。

5 技術資料等の審査は、入札金額が東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領(平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。)(別紙)「適正な履行確保の基準」における「2. 客観的判断

基準」(7)に定める失格基準価格以上である者について行う。

6 自己採点表の審査は、算出した評価値が最も高いものについて行うものとする。また、評価項目ごとの得点は自己採点を上限とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は、審査後の得点の2分の1をその評価項目の得点とする。

7 前項の審査の結果、算出した評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(費用の負担等)

第9条 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(評価の方法)

第10条 評価の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方式により落札者の決定を行うための基準となる数値(以下「評価値」という。)を求めることにより行う。

(1) 加算方式

入札者が提出した技術資料等を第6条の評価基準に基づき評価し算出した加算点を20点満点で換算したもの(以下「加算点」という。)に入札価格に対する得点(以下「価格評価点」という。)を加えて得られた数値を評価値とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times \text{係数}$$

$$\text{評価値} = \text{加算点} + \text{価格評価点}$$

(2) 除算方式

加算点に標準点を加えて得られた数値(以下「技術評価点」という。)を入札価格で除して得られた数値を評価値とする。

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + \text{標準点} (100点)$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(落札者の決定)

第11条 市長は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者について前条に規定する評価値を求め、当該評価値の最も高い者を落札候補者とする。

2 落札候補者について、実施要領第4条に規定する資格要件の確認を行い、その結果資格要件を満たしている場合、当該落札候補者を落札者とする。

3 第1項において落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、第2項の規定による確認の前に、低入札要領第8条に定める調査を行うものとする。この場合において、落札候補者が調査の結果、要件を満たし、かつ、低入札要領第9条のいずれにも該当しないことが確認できたときに、実施要領第4条に規定する資格要件の確認を行い、その結果、落札候補者が資格要件を満たしていることが認められた場合、当該落札候補者を落札者とする。

4 前2項の確認は、確認を行うべき対象案件が複数ある場合、開札時間の早いものから順に行うものとする。

5 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札等システムの電子くじを実施し、落札候補者を決定する。

6 落札者の決定は審査会の審査を受けたうえで決定するものとする。ただし、審査会が認める場合は、市長が落札決定した後、審査会への事後報告をもって足りるものとする。

(総合評価審査委員会)

第12条 市長は、技術提案等について審査するため、総合評価審査委員会(以下「審査委員会」とい

う。)を置くものとする。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 第6条第1号の評価項目のうち施工計画に関する事項

(2) 第10条の評価値のうち施工計画に関する事項

3 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 検査課長

(2) 委員 検査課職員及び当該建設工事担当課職員

4 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、契約課長がその職務を代理する。

6 審査委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき招集し、委員長が議長となる。

7 審査委員会の庶務は契約課において処理する。

8 審査委員会の会議は、非公開とする。

9 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(申立等)

第13条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を、落札者の公表を行った日から起算して2日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日を除く。）以内に市長に申立てすることができる。

2 前項の規定による申立てがあった場合、市長は適当な手段によりその説明を行うものとする。

(技術提案が履行できなかった場合等の措置)

第14条 落札者は、その提出した技術資料等の内容を、適切に履行しなければならない（やむを得ないと市長が認める理由がある場合を除く。）。

2 工事の監督又は検査に当たっては、落札者が提出した技術資料等の内容の履行状況について確認するものとする。

3 落札者の責めに帰すべき理由により契約時における価格以外のその他の要素に係る評価内容が満足できなかった場合、市長は、工事成績評定の減点、契約金額の減額又は損害賠償の請求を行うことができる。

4 市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名除外等の措置を行うことができる。

5 市長は、総合評価落札方式を適用した入札の方法による契約の契約書には、前2項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(入札結果の通知)

(技術提案の機密保持)

第15条 契約担当職員及び総合評価審査委員会の委員は、職務上知り得た技術提案の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

2 この要領の施行に関し必要な申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。